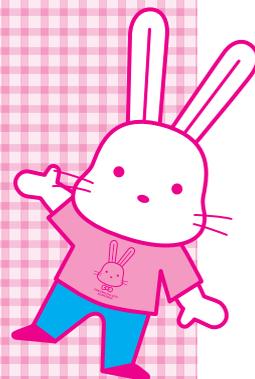


ももりんの国民年金ガイド

2024.4



発行 福島市役所国保年金課 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 ☎024(525)3738

公的年金である「国民年金」・「厚生年金」は、現役時代に保険料を納め続けることで、老後や、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

1. どんな仕組みになっているの？

「国民年金(基礎年金)」は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。加入期間や支払った保険料に応じて基礎年金が受け取れます。

「厚生年金」は、会社員などを対象とし、基礎年金に上乗せして受け取れます。

【1階部分】
20歳から60歳になるまでのすべての方が加入します。

厚生年金

【2階部分】
職場を通じて加入します。

国民年金(基礎年金)

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
職業	自営業・農林漁業者・無職・学生等 	会社員・公務員等の厚生年金に加入されている方 	厚生年金の加入者に扶養されている配偶者 
窓口	市役所	勤務先	配偶者の勤務先
保険料の納付	ご自身で納付します。	給料から天引きされます。	被用者年金全体の保険料拠出により負担されます。

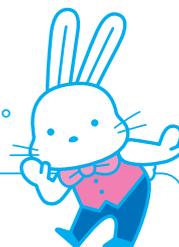
2. 国民年金の保険料はいくら？

月額 **16,980円** (令和6年度)

3. どうやって納めるの？

- ・日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストアで納めてください。電子納付やペイジーも利用できます。
- ・口座振替やクレジットカードも利用できます(年金事務所に事前申込が必要です)。
- ・スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済も利用できます。

一括前払い(前納)や早割制度を利用すると保険料が割引になります。詳しくはお問い合わせください。



4. 第1号被保険者が年金を増やす方法は？

●**付加年金**：定額保険料に付加保険料 **月額400円** をプラスして納付する。

老齢基礎年金に **200円×付加保険料納付月数が、年額に毎年上乗せ** されます。

例) …… 10年間納めると 納付額 $400円 \times 10年間(120月) = 48,000円$
上乗せ額(年額) $200円 \times 120月 = 24,000円$

1年目24,000円、2年目も24,000円、3年目も24,000円の上乗せが生涯続きます。

○国民年金基金…詳しくは「国民年金基金」☎0120-65-4192へお問い合わせください。



5. どんな年金(給付)があるの？

※令和6年4月からの金額

65歳になったら…



老齢基礎年金

対象者 受給資格期間(10年間)を満たした原則65歳以上の方

20歳から60歳まで40年間保険料を全額納めると…

68歳以下 816,000円(年額)

69歳以上 813,700円(年額)

*納付した期間などが短ければ減額されますが、一生涯支給されます。

*受給資格期間には、免除期間や納付猶予、学生納付特例の期間、第3号被保険者の期間、合算対象期間などを含まれます。

病気やけがで障がいが残ったら…

障害基礎年金

対象者 国民年金加入中や20歳前に医師の診療を初めて受けた(初診日)病気やけがが原因で、重い障がいが残ったとき

1級…68歳以下 1,020,000円(年額)

69歳以上 1,017,125円(年額)

2級…68歳以下 816,000円(年額)

69歳以上 813,700円(年額)

*国内在住で年金制度に加入していない60歳以上65歳未満の方を含まれます。

*初診日の前日に納付要件を満たしていること。



遺族基礎年金

対象者 生計を支えていた国民年金第1号被保険者の方や、受給資格期間25年以上を満たした方などで、**18歳未満の子を残して亡くなった方の遺族**

子がいる妻(夫)…68歳以下 1,050,800円(年額)

69歳以上 1,048,500円(年額)

子のみ……………816,000円(年額)

*子の人数により、加算があります。

*18歳に達した年度末(障がいのある子は20歳)まで支給されます。

*納付要件がある場合があります。



特別障害給付金

対象者 障害基礎年金の基準で1・2級の障がいに該当し、

・平成3年3月以前に国民年金任意加入だった学生の方

・昭和61年3月以前に国民年金任意加入だった厚生年金・共済組合の加入者の配偶者

1級…664,200円(年額換算)

2級…531,360円(年額換算)

※令和6年度の年金額は、額改定ルールに基づき、68歳以下(新規裁定者)の方及び69歳以上(既裁定者)の方も同様に賃金変動率によって改定されますが、これにマクロ経済スライドの調整分も反映し、算出されております。

※令和6年度の特別障害給付金は、令和5年の物価変動率に基づき改定されております。

※「69歳以上」に該当する方は、昭和31年4月1日以前に生まれた方になります。

寡婦年金

対象者 第1号被保険者として、10年以上保険料を納めた夫が亡くなったときに、10年以上婚姻関係のあった妻

年金額 夫の第1号被保険者期間で計算した老齢基礎年金の4分の3

*60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金

対象者 第1号被保険者として、36月以上保険料を納め、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡した方と生計を同じくしていた遺族

支給額 120,000円～320,000円

6. どんな時に手続きが必要なの？

	こんなとき	必要なもの	届出先
加入・喪失の届出	60歳未満で会社を退職したとき ※扶養している配偶者がいる方は、配偶者の届も必要です。	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ※本人及び扶養の配偶者 ・資格喪失証明書	国保年金課 市民課総合窓口 各支所・出張所
	配偶者の扶養から外れたとき ※収入が増えた方や離婚した方	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・扶養から外れた日を証明できる書類	
免除	保険料の納付が難しいとき ※自営業、無職の方などは「免除制度」または「納付猶予制度」(50歳未満の方) ※学生の方は「学生納付特例制度」	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・(失業・退職した方)雇用保険受給資格者証または雇用保険離職票の写しなど ・(学生の方)学生証の写しまたは在学証明書	国保年金課 各支所・出張所
	妊娠・出産したとき *会社にお勤めの方は、勤務先へ相談してください。	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・母子手帳	
受給者の届出	受取先を変えるとき	・預貯金通帳	年金事務所
	受給している方が亡くなったとき	必要書類やお手続き窓口など、詳しくは日本年金機構東北福島年金事務所にお問い合わせください。	年金事務所 国保年金課

20歳になっても日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届かないとき(厚生年金加入者とその配偶者で扶養されている方を除く)は、加入の手続きが必要になります。

日本年金機構では、20歳になられた方向けに国民年金制度を動画でご案内しています。

動画はこちら▶(URL)<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

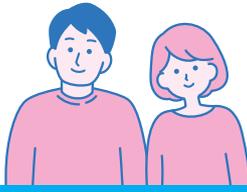


- ※窓口で手続きする方の、本人確認のできる書類(運転免許証など)をお持ちください。
- ※マイナンバーでの手続きもできます。マイナンバーの分かる書類(マイナンバーカードなど)をお持ちください。
- ※上記以外の書類が必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ※給付には、そのほかにも要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。



7. 納めるのが難しいときは？

所得が一定額以下の場合、保険料の納付が免除や猶予される制度があります。受給資格期間に含まれますので、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けとれなくなることを防ぐため、保険料を未納のままにせず申請してください。

対象者と 審査方法	 保険料免除 自営業・ 無職の方など	 納付猶予 50歳未満の方	 学生納付特例 対象校の学生	 福島市
前年所得の 審査対象者	本人・配偶者・ 世帯主	本人・配偶者	本人	
年金受給 資格期間	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に入ります。			受給資格期間に 入りません。
老齢基礎 年金額	免除額に応じて 反映されます。	年金額に反映されません。		年金額に反映 されません。
後から保険料を 納める (追納)	10年以内なら納めることができます。 (2年を過ぎると当時の保険料に一定額が加算されます。)			2年を過ぎると 納めることが できません。

8. どこに相談すればいいの？

- 福島市役所国保年金課国民年金係(本庁舎1階)
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
- 日本年金機構東北福島年金事務所
〒960-8567 福島市北五老内町3番30号
- 街角の年金相談センター福島(受給手続きの対面相談のみ)
〒960-8131 福島市北五老内町7番5号 イズム37 2階

☎525-3738

☎535-0141 (音声案内)

予約専用電話

☎531-3838



マイナンバーカードをお持ちの方は、**マイナポータル**から加入や免除等のオンライン申請が可能です(一部手続きを除く)。



福島市観光PR
キャラクター
「ももりし」

ねんきんネットをご活用ください。

※「ねんきんネット」・・・これまでの年金記録や、将来受け取る年金の見込額など自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも確認できるサービスです。

